

【美東農産物加工所(味の館)】

申請要項

美東農産物加工所(味の館)指定管理者申請要項

1 施設の概要

(1) 名称及び所在地

・美東農産物加工所(味の館) 美祢市美東町大田 5869 番地

(2) 施設の目的及び今後の方向性

当施設は、地元の農林産物を利用し、高付加価値の加工品の開発、販売を行うことにより地域農業の振興と活性化を図り、農業所得の向上と安定を実現するため設置された施設です。

今後も、安全・安心な農林産物の加工品の開発、販売を行い消費者に提供するとともに、生産者の所得の向上と安定の実現のため地域の農業振興を図っていきます。

(3) 施設の規模

美東農産物加工所(味の館)

① 建築面積 248 m²

② 構造 木造平屋建て瓦葺き

③ 開館 平成8年4月

④ 主な施設 漬物加工室、味噌加工室、飲食加工施設、貯蔵室、原料庫、事務室

2 管理の基準等

(1) 開館時間

① 月曜日から金曜日までの日 午前8時30分から午後5時まで

② 土曜日 午前8時30分から正午まで

(2) 休館日

① 日曜日

② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

③ 12月29日から翌年1月3日までの日(②に掲げる日を除く。)

(3) 関係法令の遵守

申請要項・仕様書のほか下記関係法令等を遵守します。

① 地方自治法、地方自治法施行令

② 美祢市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例、美祢市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例施行規則

③ 美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「条例」という。)、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(以下「規則」という。)

④ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令

⑤ 消防法その他建築物の管理に関し必要な法令

⑥ 公益通報者保護法

⑦ 美祢市個人情報保護法施行条例

⑧ 美祢市情報公開条例

⑨ その他関係法令

(4) 業務の一括委託の禁止及び美祢市地元企業の優先的発注

指定管理者は、事業に係る業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託することはできません。ただし、清掃や警備、設備の保守点検など維持管理業務及びその他の事業の一部について、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。

この場合、原則として美祢市地元企業に優先的に発注いただくこととなります。

(5) 引き継ぎについて

指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）は、市長等が承認した場合を除き、速やかに当該指定管理者が管理を行わなくなった公の施設の施設又は附帯設備を原状回復して、美祢市に建物、附帯施設、備品、管理に必要なデータ等を引き渡すとともに、美祢市及び新たな指定管理者と十分に事務引継ぎを行うようにしてください。

ただし、原状回復を要しないことについて、美祢市の承認を得たときはこの限りではありません。

3 管理業務の範囲及び具体内容

(1) 指定管理者が行う管理業務は次のとおりとします。

① 施設の運営に関する業務

ア 加工製造業務

イ 販売業務

② 施設の維持管理について

③ その他の業務

なお、具体的な内容は、別添「美東農産物加工所(味の館)指定管理者業務仕様書」のとおりとします。

4 指定期間（予定）

令和8年9月1日から令和11年3月31日まで

5 管理に要する経費

(1) 各種税の取扱い

① 印紙税

市との協定書に印紙の添付は不要となります。

6 協定書（案）及びリスク分担

別紙協定書（案）のとおりとします。

新規参入となる団体については、協定書（案）の規定のとおり、上半期の評価によっては、指定取り消しを行うことがあります。

7 申請資格

(1) 次の要件を満たす法人その他団体である必要があります。（個人による応募は不可）

① 国税又は地方税を滞納していないこと。

- ② 社会保険料又は労働保険料を滞納していないこと。
- ③ 破産者で復権を得ない者が役員にいないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、美祢市において一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- ⑤ 2 年以内に、条例第 10 条第 1 項の規定により指定の取消しを命じられていないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による更生・再生手続中でないこと。
- ⑦ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑧ 政治団体及び宗教団体でないこと。

8 提出書類

応募に際し、提出を求める書類は、以下のとおりです。

	内容	様式	備考
1	提出書類一覧表	様式 1	
2	公の施設の指定管理者指定申請書	様式 2	
3	事業計画書	様式 3	
4	定款、規約その他これらに類する書類	—	
5	法人の登記事項証明書	—	法人の場合は、登記事項証明書、法人以外は代表者の住民票
6	代表者の住民票の写し		
7	本年度の申請団体の収支予算書	—	新規団体においても必要となります。
8	〃 の事業計画書	—	
9	昨年度の申請団体の収支決算書	—	
10	〃 の事業報告書	—	
11	指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支予算書	様式 4	
12	団体の概要書	様式 6	
13	団体の役員名簿	様式 7	
14	納税証明（法人税、法人県民税、法人市民税、消費税及び地方消費税）	-	新規団体、非収益団体であったために 14 の書類が提出できない団体は、15 の書類を提出します。
15	納税証明（代表者の市民税）		
16	労働保険料、社会保険料の納付証明書		団体として、社員等を雇用していない場合は不要となります。
17	誓約書	様式 8-1	
18	本年度総会の議事録（署名があるもの）		5 の登記事項証明がない任意団体の場合。通帳については、必要なページをコピーさせていただきます。
19	団体の通帳（現在の残高、今年度への繰越額が分かる通帳）		

9 選定基準

応募者から提出された書類により、以下の基準で審査を行います。

大項目ごとの基準点を6割とし、大項目1～4の各得点が配点の6割未満の団体（委員の合計得点で判定）は失格とします。

評価基準	審査のポイント	配点
1 公の施設の管理を行うに当たり、市民の平等な利用を確保することができる団体であること。（条例第4条第1号）		20点
平等利用、 個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。 ○ 利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。 	
2 事業計画書の内容により、当該管理を行う公の施設の効用を最大限に発揮させることができるか（条例第4条第2号）		30点
設置目的達成 に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の設置目的を理解し、施設の目的に適合した事業計画となっているか。 ○ 広報活動に関する効果的な提案があるか。 ○ 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ○ 人員の配置が合理的であるか。 	
利用者の満足 度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の意見を把握し、それらを反映される仕組みを構築しているか。 ○ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 	
3 管理に係る経費の縮減を図ることができるかと認められる団体であること。（条例第4条第2号）		20点
収支計画の適 格性・実現の 可能性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的な維持管理計画となっているか。（第三者へ委託する場合は、選定方法等に問題はないか） ○ 必要な経費は計上されているか。 ○ 収入増のための実現可能な提案がなされているか。 	
4 事業計画書の内容に沿った公の施設の管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有している団体であること。（条例第4条第3号）		20点
安定的な人材 基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員体制、採用計画は適正であるか。 ○ 人材の指導育成、研修体制はどのようになっているか。 ○ 施設の責任者として十分な経験・知識を有しているか。 	
安定的な財政 基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な資金計画等指定管理業務を安定的に行う体制及び財政状況にあるか。 	
技術的能力、 類似団体の運 営実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 類似施設・業務の運営実績は良好か。 ○ 指定管理運営にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。 	
5 その他		10点
提案事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の効用を高める仕様書の基準を超える提案がある 	

		か。	
	地域経済への 貢献	<input type="radio"/> 市内に事業所があるか。 <input type="radio"/> 市内居住者の雇用が計画されているか。 <input type="radio"/> 外部委託状況等市内業者を活用が計画されているか。 市内業者を活用するための具体的取組があるか。	

10 申請手続

(1) 申請書類等の受付

① 受付方法

持参または郵送

② 受付場所

美祢市建設農林部農林課

〒759-2292 美祢市大嶺町東分 326 番地 1

電話番号 0837-52-1115

③ 受付期間

令和8年3月23日(火)から令和8年4月22日(水)まで

郵送の場合は期日必着とします。

持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとします。

④ 提出部数

申請書類等は、正本1部、副本1部とします。

なお、提出書類は、原則としてA4版とします。

⑤ その他留意事項

ア 応募に要する費用は、全額応募者の負担とし、提出された応募書類等の返却は行いません。

イ 応募書類等について、情報公開条例に基づき、情報公開請求があった場合は、原則として、公開します。

ウ 提出期限までに申請資格を有しない場合・提出書類に不足又は不備があった場合は、応募を無効(失格)とします。

エ 下記のスケジュールに記載の「指定管理者候補者選定審査会」に出席し、プレゼンテーションを行っていただきます。

オ 1団体が複数の応募をすることはできません。

(2) 質問受付期間

申請要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間 令和8年3月19日(木)から令和8年3月31日(火)まで

② 受付方法 紙面による(様式は任意)

(3) 現地説明会の開催

説明会を次のとおり開催します。令和8年3月17日(火)までに現地説明会参加者申込書(様式第10号)を問合せ先まで提出してください。

① 開催日時 令和8年3月18日(水)午後2時～

② 開催場所 美東農産物加工所(味の館)

③ 参加人数 各団体 2 人以内とします

(4) 指定管理者指定の予定スケジュールについて

令和 8 年 4 月 指定管理者候補者選定審査会の開催、選定

令和 8 年 6 月 指定管理者指定議案上程、議決

11 提案内容の取扱い

市は、指定管理者が応募時に提案した内容を最大限尊重しますが、協定締結のための協議の中で提案内容の変更や提案事業の中止等を指示することがあります。このことは、指定期間中であっても同様です。

提案内容の変更や提案事業の中止等の影響が指定管理料に及ぶ場合は、指定管理者と協議のうえ、指定管理料を変更することがあります。

12 問合せ先

〒759-2292

美祢市大嶺町東分 326 番地 1

美祢市建設農林部農林課

担当 鶴井

電話 0837-52-1115 / F A X 0837-52-0387

E-mail nourin@city.mine.lg.jp

13 参考資料

- | | |
|------------------------------------|------|
| (1) 美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 | 資料 1 |
| (2) 美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 | 資料 2 |
| (3) 美祢市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例 | 資料 3 |
| (4) 美祢市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例施行規則 | 資料 4 |
| (5) 基本協定書（案） | 資料 5 |
| (6) 仕様書 | 資料 6 |
| (7) 施設平面図、建物平面図 | 資料 7 |
| (8) 美東農産物加工所(味の館)の収入・支出の実績（過去 3 年） | 資料 8 |

様式第1号

提出書類一覧表

団体名

	※ 提出書類を確認の上、提出書類欄に○印をします。		提出書類	共同事業体	備考
1	提出書類一覧表	様式1			
2	公の施設の指定管理者指定申請書	様式2			規則別記様式第1号
3	事業計画書	様式3			規則別記様式第2号
4	定款、規約その他これらに類する書類	—		◎	
5	法人の登記事項証明書(法人の場合)	—		◎	法人の場合は、登記事項証明書、法人以外は代表者の住民票となります。
6	代表者の住民票の写し(5の登記事項証明書のない任意団体等の場合)				
7	本年度の申請団体の収支予算書	—		◎	
8	〃の事業計画書	—		◎	
9	昨年度の申請団体の収支決算書	—		◎	
10	〃の事業報告書	—		◎	
11	指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支予算書	様式4			
12	利用料金提案書	様式5			
13	団体の概要書	様式6		◎	
14	団体の役員名簿	様式7		◎	
15	納税証明(法人税、法人県民税、法人市民税、消費税及び地方消費税)	—		◎	新規団体、非収益団体であったために15の書類が提出できない団体は、16の書類を提出します。
16	納税証明(代表者の市民税)				
17	労働保険料、社会保険料の納付証明			◎	団体として、社員等を雇用していない場合は不要
18	誓約書	様式8-1			共同事業体の場合のみ様式8-2により提出します。
19	誓約書(共同事業体用)	様式8-2			
20	本年度総会の議事録(署名があるもの)				5の登記事項証明書がない任意団体の場合は、提出します。通帳は、必要ページをコピーさせていただきます。
21	団体の通帳(現在の残高、今年度への繰越額が分かる通帳)				
22	共同事業体結成届出書	様式9-1			共同事業体の場合は、提出します。
23	共同事業体協定書(別表を含む)	様式9-2			
24	現地説明会参加者申込書	様式10			

※ 共同事業体に◎がある書類は、構成団体全員の書類が必要となります。

○美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

平成20年3月21日

条例第76号

改正 平成24年3月16日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、公の施設の概要、選定の基準、管理の基準その他の指定管理者の選定に際し必要な事項を明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書面

(指定管理者の候補者の選定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 公の施設の管理を行うに当たり、市民の平等な利用を確保することができる団体であること。
- (2) 事業計画書の内容により、当該管理を行う公の施設の効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができることと認められる団体であること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った公の施設の管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有している団体であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために必要な能力を十分に有している団体であること。

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第5条 市長は、第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 公募に対し、申請がない場合
- (2) 申請のあった団体に前条各号の基準に該当するものがない場合
- (3) 指定管理者の候補者の選定に緊急を要する場合
- (4) 公の施設の設置の目的、性格、規模等により公募に適さない場合その他公募を行わないことについて合理的な理由がある場合

2 市長は、前項の規定により候補者を選定しようとするときは、当該団体と協議し、第3条各号に定める書類の提出を求め、これを受けた上で、前条各号に定める基準に照らし総合的に判断を行うものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、第4条又は前条の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と公の施設の管理に関する必要な事項について協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、定期的に、又は必要に応じ、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の規定に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰する事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その

指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

3 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第12条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第13条 指定管理者及びその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、美祢市個人情報保護条例（平成20年美祢市条例第10号）第13条第2項及び第3項の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(情報公開への取組み)

第14条 指定管理者は、美祢市情報公開条例（平成20年美祢市条例第9号）の趣旨にのっとり、同条例第23条の規定を遵守し、当該公の施設の管理に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市長による管理)

第15条 市長は、第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の規定により市長が管理の業務を行うこととした公の施設において、指定管理者が利用料金を収入として収受していた場合又は指定管理者に利用料金を収入として収受させることとしていた場合においては、市長は、当該公の施設に係る条例に定める利用料金の額を上限として市長が定める額を使用料として徴収する。

3 市長は、前2項の規定により管理の業務を行うこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第16条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、この条例の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年美祢市条例第19号）、美東町の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年美東町条例第20号）又は秋芳町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年秋芳町条例第22号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

平成20年3月21日

規則第67号

改正 平成20年11月28日規則第206号 平成21年10月1日規則第28号
平成24年3月16日規則第5号 平成24年6月29日規則第28号
平成28年3月16日規則第10号 令和元年5月24日規則第2号
令和3年5月7日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成20年美祢市条例第76号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、条例第2条の公募を行うに当たっては、公正を期するため、広報等への掲載その他適切な方法により一般に周知させるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 条例第3条に規定する規則で定める申請書は、公の施設の指定管理者指定申請書（別記様式第1号）とする。

2 条例第3条第1号に規定する事業計画書は、別記様式第2号によるものとする。

3 条例第3条第2号に規定する規則で定める書面は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定款、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (4) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支予算書
- (5) 納税を証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者候補者選定審査会)

第4条 市長は、条例第4条又は第5条の規定による指定管理者の候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、指定管理者候補者選定審査会を設置する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者候補者選定審査会を設置しないことができる。

- (1) 公の施設に併設する他の地方公共団体の公の施設の指定管理者を指定するとき。
- (2) 3年以内に廃止する又は廃止を予定している公の施設で、廃止するまでの間の指定管理者を指定するとき。

2 前項に規定する指定管理者候補者選定審査会の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指定管理者の指定の通知)

第5条 市長は、条例第6条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、公の施設の指定管理者指定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(告示への記載事項)

第6条 条例第6条第2項の規定による告示は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- (2) 指定管理者の指定を受けた法人その他の団体の名称及び所在地
- (3) 指定管理者の指定の期間

2 条例第10条第3項の規定による告示は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせていた公の施設の名称
- (2) 条例第10条第1項に規定する処分の対象となった法人その他の団体の名称及び所在地
- (3) 指定管理者の指定の取消しにあつては、当該取消しの年月日
- (4) 指定管理者が行う管理の業務の全部の停止にあつては、当該停止の期間
- (5) 指定管理者が行う管理の業務の一部の停止にあつては、当該停止の期間及び停止された業務

(協定事項)

第7条 条例第7条の規定により締結する協定には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (3) 市が支払うべき管理に要する費用に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (5) 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び管理する情報の公開に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

(事業計画の変更)

第8条 指定管理者は、公の施設の管理にかかる事業計画を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(事業報告書)

第9条 条例第8条に規定する事業報告書は、別記様式第4号によるものとする。

2 条例第8条第4号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 利用を制限したことがある場合は、その状況及び理由

(2) 前条に規定する承認を受けた場合を除き、事業計画と異なる管理を行った場合は、その状況及び理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

(指定の取消し等の通知)

第10条 市長は、条例第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、公の施設の指定管理者指定取消通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、条例第10条第2項の規定により指定管理者の管理の業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、公の施設の指定管理者業務停止命令書（別記様式第6号）によるものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年美祢市規則第28号）、美東町の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年美東町規則第11号）又は秋芳町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成18年秋芳町規則第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年規則第206号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第28号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第10号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの

規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和元年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

別記様式第1号(第3条関係)

公の施設の指定管理者指定申請書

年 月 日

美祢市長 様

申請者 所在地
法人又は団体名
代表者氏名
連絡先

美祢市の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により次のとおり申請します。

- 1 指定を受けようとする公の施設の名称

- 2 指定管理者となる法人又は団体の名称

- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書(別記様式第2号)
 - (2) 定款、規約その他これらに類する書類
 - (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
 - (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
 - (5) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支予算書
 - (6) 納税を証する書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

年 月 日

公の施設の名称													
法人又は団体名		設立年月日	年 月 日										
代表者役職		代表者氏名											
所在地													
電話番号		FAX番号											
E-mailアドレス													
現在管理している施設名	所在地	主な業務内容	管理開始年月日										
			年 月 日										
			年 月 日										
			年 月 日										
事業計画(別紙可)													
1 理念													
(1) 団体の経営方針等													
(2) 指定管理者の指定を申請した理由													
(3) 施設の現状に対する考え方及び将来展望													
2 管理運営を行うに当たっての本施設に対する経営方針													
3 管理業務の実施予定(管理業務ごとに記載すること)													
4 施設の利用予定数値目標													
(1) 指定期間利用予定数値目標 (単位: %、[])													
	年度	年度	年度	年度	年度	合計							
利用率													
利用数													
(2) 指定期間各年度月別利用予定数値目標 (単位: %、[])													
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用率													
利用数													

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用率													
利用数													

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用率													
利用数													

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用率													
利用数													

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用率													
利用数													

(3) 利用予定数値目標の設定根拠

5 サービス内容や利用促進の取組、運営体制

(1) サービス内容

(2) 利用促進の取組

(3) 運営体制

・職員の配置及び採用計画(組織図を添付すること。)

・職員の研修計画

6 収支計画

(1) 指定期間各年度の予定収支(単位：千円)

年度	年度	年度	年度	年度	年度
収入					
支出					
差引					

(2) 収支計画の算出根拠
7 利用者満足度と要望の調査とその対処
(1) 利用者満足度と要望の調査方法
(2) 要望に対する実現策
8 個人情報の保護
9 情報公開への取組
10 危険物の取扱
11 緊急時の対策
(1) 防犯、防災の対応
(2) その他緊急時の対応
12 その他
(1) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法
(2) 地域との連携
(3) 他施設との連携
(4) 地域経済への貢献等、提案事項
(5) その他

別記様式第3号(第5条関係)

公の施設の指定管理者指定通知書

第 号
年 月 日

所在地
法人又は団体名
代表者氏名 様

美祢市長



年 月 日付けで申請のあった、美祢市の公の施設の指定管理者を次のとおり決定したので、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条の規定により通知します。

- 1 指定する公の施設の名称
- 2 指定管理者となる法人又は団体の名称
- 3 指定の期間
- 4 指定の条件
 - (1) 事業計画書等の変更をするときは、市長の承認を得ること。
 - (2) 管理を継続することができなくなったときは、速やかに市長に申し出ること。
 - (3) 法令に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき、若しくは管理を継続することができないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。

別記様式第4号(第9条関係)

公の施設の指定管理業務事業報告書

年 月 日

美祿市長 様

指定管理者 所在地
名称
代表者氏名

美祿市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第8条の規定により、次のとおり指定管理業務報告書を提出します。

- 1 公の施設の名称
- 2 管理の期間
- 3 管理業務の実施状況及び利用状況
- 4 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- 5 管理に係る経費の収支状況
- 6 その他市長が必要と認めた事項

別記様式第5号(第10条関係)

公の施設の指定管理者指定取消通知書

第 号
年 月 日

所在地
法人又は団体名
代表者氏名 様

美祿市長 

年 月 日付け 第 号で通知した指定管理者の指定は、美祿市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り消したので通知します。

- 1 公の施設の名称
- 2 指定を取り消した法人又は団体の名称
- 3 指定を取り消した日
年 月 日
- 4 指定を取り消した理由

備考

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、美祢市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、美祢市を被告として(訴訟において美祢市を代表する者は美祢市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第6号(第10条関係)

公の施設の指定管理者業務停止命令書

第 号
年 月 日

所在地

法人又は団体名

代表者氏名 様

美祿市長



年 月 日付け 第 号で通知した指定管理者の指定は、美祿市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第10条第1項の規定に基づき、次のとおり業務の(全部・一部)の停止を命じます。

- 1 公の施設の名称
- 2 指定管理者の名称
- 3 業務の停止を命ずる日
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 業務の一部を停止する場合の停止する業務の内容
- 5 業務の停止を命ずる理由

備考

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、美祢市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、美祢市を被告として(訴訟において美祢市を代表する者は美祢市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

○美祢市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例

平成20年3月21日

条例第152号

改正 平成24年3月16日条例第7号

改正 令和7年12月18日条例第42号

(設置)

第1条 農産物の生産振興と特産品の開発を含め、地域農業の活性化並びに地域福祉の増進に寄与するため、美祢市農産物加工施設（以下「加工施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 加工施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
美祢市農産物加工センター	美祢市大嶺町東分3086番地1
美東農産物加工所	美祢市美東町大田5869番地

(事業)

第3条 加工施設は、次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 地域農産物の素材を利用した加工品を製造、販売するとともに特産品の開発に関すること。
- (2) 地域福祉の増進に寄与するため、高齢者等に給食サービス（製造及び配達）に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業に関すること。

(管理の代行)

第4条 加工施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業に関すること。
- (2) 加工施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(指定管理者の指定手続等)

第6条 加工施設の指定管理者の指定手続等については、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成20年美祢市条例第76号）の定めるところによる。

(開館時間及び定期休日)

第7条 加工施設の開館時間及び定期休日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

(1) 開館時間

ア 月曜日から金曜日までの日 午前8時30分から午後5時まで

イ 土曜日 午前8時30分から正午まで

(2) 定期休日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）

（行為の制限）

第8条 加工施設において、第3条に掲げる事業以外の行為を行う場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上支障があると認めるときは、前項の許可をしないものとする。

（損害賠償）

第9条 加工施設に起因する製品等が第三者に損害を与えた場合は、指定管理者がその責任のすべてを負うものとする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年3月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の美祢市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例（平成12年美祢市条例第23号）又は美東町農産物加工所の設置及び管理に関する条例（平成12年美東町条例第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、美祢市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例（平成20年美祢市条例第152号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給食サービスの実施)

第2条 条例第3条第2号に規定する給食サービスの実施する場合に当たっては、市内在住の高齢者等を前提として、給食の配達及び利用者の健康状態の把握等も併せ行うものとする。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成20年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の美祢市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年美祢市規則第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

美東農産物加工所(味の館)の
管理に関する基本協定書

目 次

第1章 総則

- 第1条 本協定の目的
- 第2条 指定管理者の指定の意義
- 第3条 公共性の趣旨の尊重
- 第4条 信義誠実の原則
- 第5条 用語の定義
- 第6条 管理物件
- 第7条 指定期間及び会計年度

第2章 本業務の範囲と実施条件

- 第8条 本業務の範囲
- 第9条 甲が行う業務の範囲
- 第10条 本業務の実施条件
- 第11条 業務範囲及び業務実施条件の変更

第3章 本業務の実施

- 第12条 本業務の実施
- 第13条 従業員の配置
- 第14条 業務開始の準備
- 第15条 第三者による実施
- 第16条 本施設の維持保全
- 第17条 緊急時の対応
- 第18条 個人情報の保護

第4章 備品等の扱い

- 第19条 甲による備品等の貸与
- 第20条 乙による備品等の購入等

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

- 第21条 事業計画書・収支予算書
- 第22条 中間報告書
- 第23条 事業報告書
- 第24条 決算書
- 第25条 業務実施状況の確認
- 第26条 甲による業務の改善勧告
- 第27条 管理運営状況等の評価及び公表

第6章 指定管理料及び利用料金

- 第28条 指定管理料の変更
- 第29条 指定管理用の精算

第7章 リスク分担及び損害賠償

- 第30条 リスク分担
- 第31条 損害賠償等
- 第32条 第三者への賠償
- 第33条 保険
- 第34条 不可抗力発生時の対応
- 第35条 不可抗力によって発生した費用等の負担
- 第36条 不可抗力による一部の業務実施の免除

第8章 指定期間の満了

- 第37条 業務の引継ぎ等
- 第38条 原状回復義務
- 第39条 備品等の扱い

第9章 指定期間満了以前の指定の取消し

- 第40条 甲による指定の取消し
- 第41条 乙による指定の取消しの申出
- 第42条 不可抗力による指定の取消し
- 第43条 指定期間終了時の取扱い

第10章 その他

- 第44条 乙の構成員の変更
- 第45条 権利・義務の譲渡の禁止
- 第46条 本業務の範囲外の業務
- 第47条 会計区分・資金の管理
- 第48条 監査
- 第49条 情報の開示等の請求
- 第50条 請求、通知等の様式その他
- 第51条 協定の変更
- 第52条 解釈
- 第53条 疑義についての協議
- 別紙1 用語の定義
- 別紙2 管理物件
- 別紙3 リスク分担表
- 別記 個人情報取扱特記事項

美東農産物加工所(味の館)の管理に関する基本協定書

美祢市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり、美東農産物加工所(味の館)（以下「本施設」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第 1 章 総則

（本協定の目的）

第 1 条 本協定は、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 20 年美祢市条例第 76 号。以下「指定手続等条例」という。）第 7 条の規定に基づき、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第 2 条 甲及び乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、地域住民に対する本施設の利用サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性の趣旨の尊重）

第 3 条 乙は、本施設の設置目的及び指定管理者が行う管理運営業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第 4 条 甲及び乙は、互いに協力し、信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第 5 条 本協定で用いる用語の定義は、別紙 1 のとおりとする。

（管理物件）

第 6 条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、本施設と管理物品からなり、本施設及び管理物品の内容は、別紙 2 のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

（指定期間及び会計年度）

第 7 条 乙が管理する指定期間は、令和 8 年 9 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 2 章 本業務の範囲と実施条件

（本業務の範囲）

第 8 条 美祢市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例（平成 20 年美祢市条例第 152 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 地域農産物の素材を利用した加工品を製造、販売するとともに特産品の開発に関する業務
- (2) 本施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

（甲が行う業務の範囲）

第 9 条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 本施設の目的外使用許可に関する業務
- (2) 本施設を利用する権利に関する処分についての審査請求に関する業務
- (3) 本施設の修繕に関する業務（詳細については、第 16 条を参照のこと）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法令等により甲が行うべきものとされている業務

（本業務の実施条件）

第 10 条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書に定めるとおりとする。

（業務範囲及び業務実施条件の変更）

第 11 条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第 8 条で定めた本業務の範囲及び前条で定めた本業務の実施条件の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第 3 章 本業務の実施

（本業務の実施）

第 12 条 乙は、本協定、年度協定、条例、関係法令等のほか、申請要項等及び指定申請書に従って本業務を実施するものとする。

- 2 本協定、申請要項等及び指定申請書の中に矛盾がある場合は、関係法令、指定手続等条例、条例、本協定、年度協定、申請要項等、指定申請書の順にその解釈が優先されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定申請書において仕様書を上回る水準が提案されている場合は、指定申請書に示された水準によるものとする。

（従業員の配置）

第 13 条 乙は、本業務の実施にあたり、必要な従業員を配置するとともに、その中から本施設を代表し管理監督を担う責任者（以下「管理責任者」という。）を定め、事前に甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、管理責任者の交代を行う場合、事前に甲に通知し、その承諾を受けなければならない。
- 3 乙は、従業員に関する労務管理及び労働関係法令上の一切の責任を負うものとする。

- 4 甲は、乙の従業員について服務上著しく不相当と認めるときは、その理由を示して乙にその交代を指示するものとする。

(業務開始の準備)

- 第 14 条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。
- 2 前項に係る費用は、乙が負担するものとする。
 - 3 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して本施設の視察を申し出ることができる。
 - 4 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

- 第 15 条 乙は、本業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、その一部について、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、第三者に本業務の一部を委託し又は請け負わせる場合は、原則として美祢市地元企業に優先的に発注するものとする。
 - 3 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(本施設の維持保全)

- 第 16 条 本施設の改造、増築、改築又は大規模修繕については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。
- 2 本施設の修繕については、別紙3「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(緊急時の対応)

- 第 17 条 乙は、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲その他関係者に対して緊急事態が発生した旨を通報しなければならない。
- 2 甲は、本施設としての役割及び機能を果たすことのできないおそれがあるとき、又は利用者に重大な支障を生ずるおそれがあるときは、乙に緊急措置として必要な指示を行うことができる。
 - 3 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査にあたるものとする。

(個人情報の保護)

- 第 18 条 乙は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び美祢市個人情報保護法施行条例（平成 20 年美祢市条例第 10 号）のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失、き損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために

必要な措置を講じなければならない。

- 3 乙は、第15条に基づき本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、その委託先又は請負先に対しても、その業務にあたり前2項の規定を遵守する必要があることを周知しなくてはならない。
- 4 前3項の規定は、指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第19条 甲は、別紙2に示す備品等を、無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、前項の規定により貸与された備品等(以下「貸与備品」という。)を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 甲は、貸与備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、乙との協議により、必要に応じて甲の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により貸与備品を毀損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は乙の費用で当該備品と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第20条 乙は、乙の任意により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができる。

- 2 前項の規定に基づき自己の費用(当該費用が指定管理料によるものである場合を含む。)で購入した備品(以下「調達備品」という。)の所有権は、乙にあるものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書・収支予算書)

第21条 乙は、毎年度、甲が指定する期日までに事業計画書及び収支予算書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- 2 甲及び乙は、前項の事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(中間報告書)

第22条 乙は、本業務に関し、四半期終了後、甲が指定する期日までに、施設ごとに(複数施設の包括協定の場合の規定)中間報告書を別途定める様式により提出し、甲の確認を得なければならない。

(事業報告書)

第23条 乙は、本業務に関し、毎年度終了後30日以内に施設ごとに事業報告書を別途定める様式により提出し、甲の確認を得なければならない。

- 2 乙は、甲が第43条、第44条又は第45条に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日(以下「取消日」という。)から30日以内に当該年

度の取消日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- 3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができる。

(決算書)

第 24 条 乙の事業に係る決算終了後、速やかに決算書（貸借対照表、損益計算書等）その他団体の経営状況を説明できる書類を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、決算書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができる。

(業務実施状況の確認)

第 25 条 甲は、第 23 条に基づいて乙が提出した事業報告書等に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、施設に立ち入り、又は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第 26 条 前条による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

- 2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(管理運営状況等の評価及び公表)

第 27 条 甲は、毎年度終了後、本施設の管理運営状況及び実績を評価し、その結果を乙に通知するとともに、公表するものとする。

第 6 章 指定管理料

(指定管理料の変更)

第 28 条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準及び物価水準の急激な変動その他のやむを得ない事由により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めるときは、相手方に対して通知を持って指定管理料の変更を申し出ることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の可否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(指定管理料の精算)

第 29 条 甲は、第 23 条の規定に基づいて乙が提出した事業報告書の内容を審査し、指定管理者が、第 8 条に規定する事業を実施しなかったために支出されなかった経費があると認めるときは、当該経

費を指定管理料の額から減額するものとする。

- 2 甲は、第 23 条の規定に基づいて乙が提出した事業報告書の内容を審査し、本業務の収益のうち、過大であると認められる部分（以下「過大利益」という。）があるときは、当該年度の指定管理料の減額又は市への納付により、市へ過大利益を納付するものとする。
- 3 前項の過大利益の額は、次の式により算出した額（当該額が負数となる場合にあっては、零）とする。

$$(A - B \times 0.2) \times 0.5$$

A 本業務収入額－本業務支出額

B 本業務収入額

第 7 章 リスク分担及び損害賠償

（リスク分担）

- 第 30 条 甲及び乙は、本業務を行うに当たって想定されるリスクについて、本協定の条項に定めるもののほか、別紙 3「リスク分担表」のとおり負担する。
- 2 前項に定める事項について、疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議の上、リスクの分担を決定するものとする。

（損害賠償等）

- 第 31 条 乙は、故意又は過失により管理物件を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができる。

（第三者への賠償）

- 第 32 条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りでない。
- 2 第三者への損害を未然に防止するため、乙は管理物件の瑕疵を発見した場合、当該瑕疵が、乙が補修すべきである場合においては、直ちに補修し、当該瑕疵が甲が補修すべきものである場合又は甲乙いずれが補修すべきか判明できない場合は、直ちに甲に報告しなければならない。
 - 3 乙が前項の瑕疵発見義務又は甲への報告義務を怠ったことに起因して第三者に損害が発生したときは、当該損害の原因となった管理物件の瑕疵が、甲が補修すべきものであった場合においても乙が当該第三者へ賠償責任を負う。
 - 4 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

（保険）

- 第 33 条 甲は、本業務の実施にあたり、甲が加入する保険は、次のとおりである。

- (1) 市民総合賠償補償保険
- (2) 市有建物災害共済保険

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 指定管理者賠償責任保険

(不可抗力発生時の対応)

第 34 条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 35 条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況等の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。ただし、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害、損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可効力による一部の業務実施の免除)

第 36 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなると認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができる。

第 8 章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第 37 条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる本施設の視察を申し出ることができる。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第 38 条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を引き渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で管理物件を引き渡すことができる。

(備品等の扱い)

第 39 条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 貸与備品については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。
- (2) 調達備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができる。

第 9 章 指定期間満了以前の指定の取消し

(甲による指定の取消し)

第 40 条 甲は、指定手続等条例第 10 条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 本業務に際し不正行為があったとき。
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 本協定に定める事項を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めるとき。

2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定の取消しの理由
- (2) 指定の取消しの要否
- (3) 乙による改善策の提示と指定の取消しまでの猶予期間の設定
- (4) その他必要な事項

3 第 1 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消しの申出)

第 41 条 乙は、次のいずれかに該当するとき、甲に対して指定の取消しを申し出ることができる。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、乙が必要と認めるとき。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第 42 条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができる。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項における取消しによって乙に発生する損害、損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第 43 条 第 37 条、第 38 条及び第 39 条の規定は、第 40 条、第 41 条及び前条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はこの限りでない。

第 10 章 その他

(乙の構成員の変更)

第 44 条 乙は、やむを得ない事由によりその構成員を変更しようとする場合、甲に対して構成員の変更を申し出ることができる。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第 45 条 乙は、本協定によって生ずる本施設の管理に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(本業務の範囲外の業務)

第 46 条 乙は、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなければならない。この場合において、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第 21 条に規定する事業計画書に記載し、甲の承認を得た事業については、前項の承認を得たものとみなす。

4 乙は、本施設の設置目的に合致しない目的で管理物件を利用するときは、甲から目的外使用許可を得なければならない。

(会計区分・帳簿の保管)

第 47 条 乙は、本業務に係る費用の収支について他の会計と区分して経理するものとし、独立した帳簿により管理しなければならない。

2 本業務に係る帳簿及び財務関係書類等は、当該業務の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(監査)

第 48 条 美祢市監査委員による甲の事務の監査に際し、甲は必要に応じ乙に対し、実地に調査し、又は書類の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から前項に規定する申し出を受けた場合、誠実に対応しなければならない。

(情報の開示等の請求)

第 49 条 美祢市情報公開条例(平成 20 年美祢市条例第 9 号)に基づき本施設の管理に係る情報の開示の請求がなされた場合、甲が開示の可否を決定することとし、甲からの対象文書の請求に対し、乙

は速やかに対応しなければならない。

(請求、通知等の様式その他)

第 50 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

(協定の変更)

第 51 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができる。

(解釈)

第 52 条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第 53 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲

所在地 美祢市大嶺町東分 326 番地 1

名 称 美祢市

代表者 美祢市長 篠 田 洋 司 印

乙

所在地

名 称

代表者 印

別紙1 用語の定義

- (1) 「指定開始日」とは、指定期間の開始日のことをいう。
- (2) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 「指定申請書」とは、本施設の指定管理者の公募にあたり、乙が提出した指定申請書の関係書類のことをいう。
- (4) 「仕様書」とは、美東農産物加工所(味の館)指定管理者申請要項に示された本業務に係る仕様書のことをいう。
- (5) 「自主事業」とは、本協定第8条に規定した本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する本協定書に定めのない業務をいう。
- (6) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- (7) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）並びにその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。
- (8) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続を経て公布されて行政機関の規程をいう。
- (9) 「申請要項」とは、美東農産物加工所(味の館)指定管理者申請要項のことをいう。
- (10) 「申請要項等」とは、申請要項本体、申請要項添付資料（仕様書を含む。）、募集説明会資料及びそれらに係る質問回答のことをいう。
- (11) 「利用料金」とは、利用者が本施設の利用の対価として乙に支払われる施設利用料のことをいう。

別紙2 管理物件

(1) 本施設

美東農産物加工所（味の館）

加工施設 248 m²（木造平屋建て）、駐車場（施設利用範囲）

(2) 管理物品（※備品台帳参照）

別紙3 リスク分担表（標準）

項目	内容等	損失の負担	
		市	指定管理者
物価の変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	両者の協議	
	それ以外のもの（人件費、物品費を含む）		○
金利の変動	金利の変動に伴う資金調達コストの増加等		○
税制の改正	①施設の設置や管理運営の根幹に影響が及ぶもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
関連法令の改正	①施設の設置基準・管理基準に関するもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
施設利用度の低下	①施設の利用度が当初の予想を下回ったことによる利用料金収入の減少（管理運営の中断による場合を除く。）		○
	②大規模な外的要因による需要変動	両者の協議	
施設（設備）の損傷 （修繕工事期間中のサービス提供に必要な施設の仮設経費を含む。）	①指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	②通常の使用において生じた消耗（部）品の交換等であって、概ね20万円未満の修繕		○
	③上記以外の場合	○	
備品の損傷	①市貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの	○	
	②市貸与備品に係る管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営経費の中で指定管理者が取得した備品に係るもの（所有は指定管理者に帰属）		○
支払の遅延	①市から指定管理者への指定管理料の支払遅延による新たな資金調達の発生	○	
	②指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞金、違約金等の発生		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	①周辺地域との協調に関するもの		○
	②施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要望、苦情、反対、訴訟への対応に関するもの		○
	③その他	○	
指定管理者が行う自主事業との関係	①指定管理者が付带的に行う自主事業に起因して施設の管理運営に生ずる損失		○
	②施設（設備）の損傷、管理運営に係る事故等により指定管理者が付带的に行う自主事業に生ずる損失		○
個人情報の漏洩	①市の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの	○	
	②指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの		○

項目	内容等	損失の負担	
		市	指定管理者
管理運営に係る事故 (損失には、事故の発生に伴う施設又は管理運営の改善に要する経費等を含む。)	①施設の設置の瑕疵から生ずるもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずるもの (自動車の運行による事故、生産物の瑕疵による事故、利用者からの預かり金品の毀損・紛失等)		○
第三者への損害賠償 (指定管理者による損失の負担は、国家賠償法の規定に基づき、市が賠償を行い、指定管理者に対して求償権を行使する場合を含む。)	①施設の設置の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずる損害に対するもの		○
	④市が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	⑤指定管理者が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
保険への加入	①施設の設置に関するもの(火災共済保険)	○	
	②施設の管理に関するもの(施設賠償責任保険等)		○
	③管理運営業務に関するもの(利用者に係る保険等)		○
業務内容の変更	①市の事情によるもの	○	
	②指定管理者の事情によるもの		○
管理運営の中断	①不可抗力によるもの	○	
	②保守点検等の回数又はこれに要する期間が当初の想定を上回ったことによるもの	○	
	③サービスの提供に不可欠な人材、原材料等の入手が困難になったことによるもの		○
	④関係法令の変更によるもの	原因となった各項目に係るリスク分担の区分による。	
	⑤施設(設備)の損傷によるもの		
	⑥管理運営に係る事故によるもの		
業務の終了又は廃止	業務の終了又は廃止に伴う指定管理者の撤収等の経費		○
その他	①市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	②指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(従事者の明確化)

第3 乙は、この契約による事務に従事する者を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(従事者への周知)

第4 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は番号法又は美祢市個人情報保護条例（平成20年美祢市条例第10号）の規定に基づく罰則があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(従事者への監督及び教育)

第5 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全確保の措置)

第8 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

(持ち出しの禁止)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために必要な範囲を超えて、乙がこの契約による事務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託先の監督等)

第11 乙は、この契約による事務を遂行するために得た個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取

り扱わせてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。）する場合、当該再委託を受ける者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 乙は、再委託先の当該事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約（以下「再委託契約」という。）の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、第2項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が委託契約約款及び特記事項を遵守するために必要な事項その他甲が指示する事項を規定するとともに、再委託先に対する必要かつ適切な監督、個人情報に関する適正な管理及び情報セキュリティ対策について、具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、第2項の再委託を行った場合、再委託先による当該事務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 6 乙は、再委託先に対し、甲の書面による事前の承諾なくして、個人情報を更なる委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。）により第三者（以下「再々委託先」という。）に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。
- 7 第1項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承諾を得て個人情報を取り扱う事務を再々委託する場合について準用する。

（資料等の返還等）

第12 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は乙（再委託先及び再々委託先を含む。）が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

（報告義務）

第13 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

（事故報告義務）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

（取扱要領等の作成）

第15 乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が必要でないと認めた場合は、この限りでない。

（実地調査）

第16 甲は、必要があると認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。

（勧告）

第17 甲は、乙のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、乙に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

（契約の解除及び損害賠償）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償

の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第 19 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

注 1 「甲」は委託者である美祢市（実施機関）を、「乙」は受託者又は指定管理者を指す。

2 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。

美東農産物加工所(味の館)
指定管理業務仕様書

美東農産物加工所(味の館)管理業務仕様書

1 趣 旨

本仕様書は、美東農産物加工所(味の館) (以下「本施設」という。) の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 管理にあたっての基本理念

本施設の管理は、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 施設の効用を最大限に発揮し、利用者の増大、地域産業の活性化を図ること。
- (2) 効率的運用を行い、経費節減に努めること。
- (3) 施設設備の良好な維持管理に努めること。

3 管理の基準

- (1) 次の法令等を遵守し、本施設の施設の維持・管理、運営を行うこと。

ア 地方自治法、地方自治法施行令

イ 美祢市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例、美祢市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例施行規則

ウ 美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 (以下「条例」という。)、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 (以下「規則」という。)

エ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令

オ 消防法その他建築物の管理に関し必要な法令

カ 公益通報者保護法

キ 美祢市個人情報保護法施行条例

ク 美祢市情報公開条例

ケ その他関係法令

- (2) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報については、適正に取り扱うこと。

4 施設の概要

別表のとおり

5 管理業務の内容

- (1) 管理期間

通年管理とする。

- (2) 開館時間

ア 月曜日から金曜日までの日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

イ 土曜日 午前 8 時 30 分から正午まで

- (3) 休館日
 - ア 日曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - ウ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（イに掲げる日を除く。）
- (4) 施設の利用に関すること。
 - ア 施設の設置目的達成のための利用
 - イ 利用状況の記録事務
 - ウ 農産物等の販売
- (5) 施設の維持及び管理に関すること。
 - ア 安全かつ快適な利用のための施設管理（秩序の維持、衛生的環境の確保、火災・盗難などの予防等）
 - イ 設備等に関する保守管理（清掃、設備の巡視点検、植栽管理等）
 - ウ 駐車場の管理

6 指定管理者と市との役割分担

- (1) 指定管理者と市との役割分担は、協定書のとおりとする。
- (2) 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、常に安全で良好な状態に管理する義務を負うものとする。
- (3) 指定管理者は、施設利用者の事故に対し、現場で対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければならない。

7 防犯・防火対策

- (1) 施設内での事故防止に努めること。
- (2) 緊急時の対応、防災・防火対策等についてマニュアルを作成し、職員を指導すること。
- (3) 防火管理者を選任すること。

8 業務報告等の聴取等

市長は、施設の管理運営の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理運営業務及び経理の状況に関し定期的に、又は必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

9 指定の取り消し

市長は、指定管理者が次の各号に該当するとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理運営を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 関係法令、条例、規則又は協定の条項に違反したとき。

- (2) 管理業務を継続することができないと認められるとき。
- (3) 指定管理者が指定の解除を申し出たとき。
- (4) その他市長の指示に従わないとき。

10 管理運営上での注意事項

- (1) 公平公正な管理運営を行い、特定の団体等に有利又は不利になる管理は行わないこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理運営に係る要項等を作成する場合は、事前に市と協議すること。

11 施設管理費

施設利用に伴う収益で賄うものとし、指定管理者の負担とする。

12 履行の決定

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。

別表

美東農産物加工所(味の館)施設概要

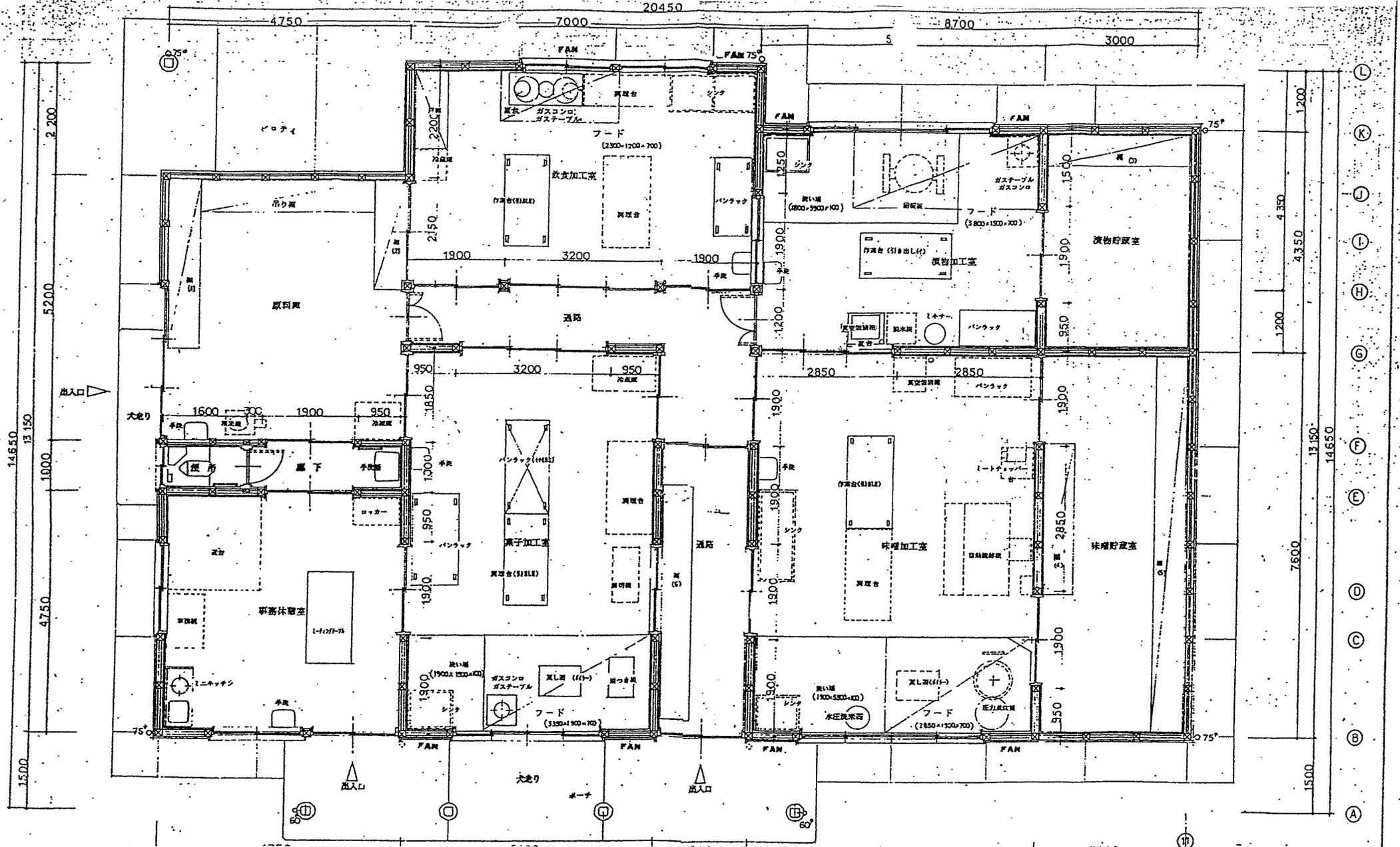
(1) 管理施設

	区 分	規 模 等	備 考
美東農産物 加工所	加工施設	248.02 m ²	木造瓦葺平屋建
	駐車場	利用範囲内	

(2) 管理物品

協定書及び施設管理物品台帳のとおり

[803021030701] 美東農産物加工所「みとう味の館」【平面図】



年度別収入・支出実績（味の館）

資料 8

単位：円

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①管理業務収入	事業収入	7,093,601	7,559,505	9,035,857
	収入計	7,093,601	7,559,505	9,035,857
②管理業務支出	人件費	5,561,528	6,235,494	8,369,603
	事業費	2,092,014	2,357,494	2,454,293
	管理費	1,554,876	1,460,153	413,080
	その他			
	支出計	9,208,418	10,053,141	11,236,976
③管理業務収支(①－②)		△ 2,114,817	△ 2,493,636	△ 2,201,119